

北里大学利益相反委員会規程

平成21年2月20日制定

(目的)

第1条 この規程は、北里大学利益相反マネジメント・ポリシー（以下「ポリシー」という。）第5項の定めに基づき、北里大学における利益相反に関する事項を審議するため、本学に設置する北里大学利益相反委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 利益相反ポリシーの改廃に関する事
- (2) 利益相反マネジメントに関する事
- (3) 利益相反の審査に関する事
- (4) 利益相反小委員会からの報告事項に関する事
- (5) 利益相反相談員からの報告事項に関する事
- (6) その他、利益相反に係る必要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長の指名する者 若干名
 - (2) 臨床倫理の専門知識を有する者 若干名
 - (3) 学外の有識者 若干名
 - (4) その他学長が必要と認めた者 若干名
- 2 委員は、学部長会の議を経て学長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により選出する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 委員長は、審議する議案に関し、委員を招集して委員会を開催することが困難と判断した場合は、持ち回り委員会を開催することができる。

(利益相反小委員会)

第5条 学長は、必要に応じ、各学部・研究科・附属施設等（以下「各施設」という。）に利益相反小委員会（以下「小委員会」という。）を設置することができる。

- 2 小委員会の委員は、各施設長が推薦し、学長が委嘱する。

- 3 小委員会は、当該施設の利益相反に関する事項を判断するために、学長の付託を受け、委員会に代わって第2条の業務を果たすべきものとする。
- 4 小委員会は、審査終了後すみやかに、審議の結果を学長及び委員会に報告する。
- 5 学長及び委員会は、小委員会の審査結果に疑義あるときは、小委員会に再審議、調査等を求め、また、自ら審議、調査等を行うことができる。

(利益相反相談員)

第6条 利益相反マネジメントに関する手続きを円滑に行うため、本学に利益相反相談員(以下「相談員」という。)を置く。

- 2 相談員は、委員長が任命する。
- 3 相談員は、委員会及び教職員等の利益相反に関する相談に応じ、適切な助言等を行う。
- 4 相談員は、委員長の許可を得て、有識者の意見を求めることができる。
- 5 利益相反マネジメントの手続き等に関する必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第7条 この規程に掲げる委員会・小委員会に関与する者は、職務上知り得た一切の情報を他に漏らしてはならない。その任を解かれた後も同様とする。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、研究支援センターの所管とする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会で発議し、北里大学学部長会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成21年2月20日から施行する。